

# 緊急報告

## 福島県立大野病院事件判決について

平成16年12月、29才の女性が帝王切開手術中に大量出血が原因で亡くなられた事件で、産婦人科医が「業務上過失致死罪」と「医師法21条に規定する異状死の届出義務違反」の容疑で起訴されておりましたが、本年8月20日、無罪の判決が下りました。

本件は、癒着胎盤という術前診断がきわめて難しく、治療の難易度も非常に高い事例で、基本的な日常診療のなかで正当な医療行為を行った結果起きたものであります。

亡くなられた患者様に対し心から哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の方々に改めてお悔やみ申し上げます。

当会は、平成18年3月23日に「このような事例において、医師個人が刑事責任を問われ、逮捕・拘留されるに至ったことは遺憾である」との見解を示しました。したがって、今回の判決は全く妥当なものと考えております。

判決の如何によっては、全国的な医師不足のなか、北海道においても、産婦人科医、外科系医師へのなり手が激減し、地域医療への大きな影響が懸念されたところであります。このまま控訴されることなく判決が確定されることを願っております。

現在、医師法21条を巡り、厚労省で「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」について議論されており、日本医師会においても検討会議を開催するなど対応について協議を重ねているところであります。

この判決を契機に監察医制度の不備の是正、Ai制度（オートプシー・イメージング：死後画像により死因究明を行うシステム）の導入などを含めた新たな制度の設立による死因究明と再発防止に向けた取組みが一段と推進され、医師が萎縮することなく技量を発揮できる環境を整備していただきたいと考えます。

今後、北海道医師会としては、医療事故発生の防止と、医師・患者間のコミュニケーションを充実させ、安全な医療の提供に努めていく所存であります。

会員各位におかれましても、医療安全に対する一層の取組みをされますよう、改めてお願い申し上げます。

平成20年8月21日

北海道医師会 会長 長瀬 清